

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

① 現状

1) 地域の災害等リスク

(洪水・内水はん濫)

阪南市のハザードマップによると、一部の地域において床上浸水程度0.5m以上2.0m未満の浸水が予想されている。

(津波)

阪南市のハザードマップによると、市の西側(大阪湾沿い)において、深いところで2.0mの浸水が予想されている。

(土砂災害)

阪南市のハザードマップによると、市域に219箇所(箇所)の土砂災害特別警戒区域等が点在しており、集中豪雨等の影響を受けて、土砂災害が生じる恐れがある。

(地震)

阪南市域に大きな影響を及ぼす主な地震発生率は政府の地震調査研究推進本部による平成30年1月1日を基準日とした「長期評価による地震発生確率値」によると南海トラフ巨大地震が30年以内に発生する確率が70%~80%、上町断層帯地震が30年以内に発生する確率が2~3%、中央構造線断層帯地震が30年以内に発生する確率が0~14%の確率で起きると考えられる。

(その他)

阪南市内に水害を及ぼす可能性のある河川は、府管理河川である男里川、山中川、菟砥川、茶屋川がある。気候変動に伴う地球温暖化の影響で、集中豪雨が頻発化しており、急激な水位上昇が懸念される。また、ため池ハザードマップによると水害を及ぼすため池は36箇所(防災重点ため池)点在しており、大雨や地震などで決壊の恐れが予想される。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

【出典：上記のハザードマップ等は阪南市「総合防災マップ」から確認してください。】

URL：http://www.city.hannan.lg.jp/kakuka/shicho/kiki/bousai_jouhou/bousaimap/index.html

2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者数 1, 167事業所 (中小企業庁企業数2016年)
- ・ 中小企業者数 1, 167事業所 (中小企業庁企業数2016年)
- ・ 小規模事業者数 1, 020事業所 (中小企業庁企業数2016年)

3) これまでの取り組み

(阪南市の取り組み)

- ・ 阪南市の地域防災計画の策定
- ・ 阪南市業務継続計画の策定：市役所被災に備え策定している。

- ・ 阪南市強靱化地域計画策定
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 人材の育成
- ・ 防災拠点の整備
- ・ 装備資器材の備蓄等

(阪南市商工会の取り組み)

- ・ 事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・ 事業者BCP普及促進セミナー
- ・ 大阪府商工会連合会と連携した事業継続計画（BCP）策定支援
- ・ 阪南市商工会事業継続計画（BCP）策定
- ・ 大阪府火災共済協同組合との連携

② 課題

- ・ 現状では、自然災害等による緊急時の取り組みにかかる阪南市と阪南市商工会との具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。
- ・ 阪南市商工会においては、事業力継続力強化に関して小規模事業者にも助言できる程度の知識やノウハウを有する経営指導員等職員が不足している。
- ・ 感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

③ 目標

- ・ 実施期間中における事業者BCP策定支援事業者数の目標：延べ5,600事業者
(令和3年度1050事業者
令和4年度1100事業者
令和5年度1150事業者
令和6年度1150事業者
令和7年度1150事業者)
- ・ 地区内の小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、阪南市商工会と阪南市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

④ その他

阪南市商工会の事業継続計画の有無：有

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 阪南市商工会と阪南市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈1. 事前の対策〉

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事務所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業所の休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 商工会報やDM・広報はんなん・市及び商工会ホームページにおいて、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・ 事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナー等を実施する。

2) 小規模事業者に対する事業者BCPの策定支援

- ・ 小規模事業者に対し、BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 大阪府が提供する簡易版BCP様式による策定支援
- ・ 中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定支援
- ・ 大阪府商工会連合会が提供するBCP策定支援事業を通じた策定支援
- ・ 連携する損害保険会社の協力を得て、同社が提供する簡易版BCP様式での策定支援

3) 地区内事業者の事業者BCP策定・取り組み状況の把握

- ・ 企業巡回やセミナー開催時など様々な機会を捉えて地区内事業者の事業者BCP策定・取り組み状況を確認する。

4) 当該計画にかかる訓練の実施

- ・ 大阪府・市町村合同地震・津波対策訓練に参加することで、大阪府・阪南市・阪南市商工会との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する）

5) 阪南市商工会自身の事業継続計画の策定

- ・ 阪南市商工会は令和2年4月1日に事業継続計画を策定済み。

6) 関係団体等との連携

- ・ 東京海上日動火災保険株式会社、三井住友海上火災株式会社、損害保険ジャパン株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険、傷害保

険等の紹介等を実施する。

- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催

7) フォローアップ

- ・阪南市防災担当部局（危機管理課）・健康部局（健康増進課）・商工担当部局（まちの活力創造課）と阪南市商工会とで、当計画の進捗状況の確認や改善点等について協議を年に1回以上設けることとする。

〈2. 発災後の対策〉

- ・自然災害等による発災時には、人名救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事への可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を阪南市商工会と阪南市で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、阪南市における感染症対策本部設置に基づき阪南市商工会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・阪南市商工会と阪南市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨時における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する、等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報を共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・市内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・市内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・市内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・市内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- 3) 次項「発災時における指示命令系統・連絡体制」に基づく連絡の頻度
- ・本計画により阪南市商工会と阪南市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1か月	1週間に1回共有する
1ヵ月以降	1ヵ月に1回共有する

- ・阪南市で取りまとめた「阪南市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

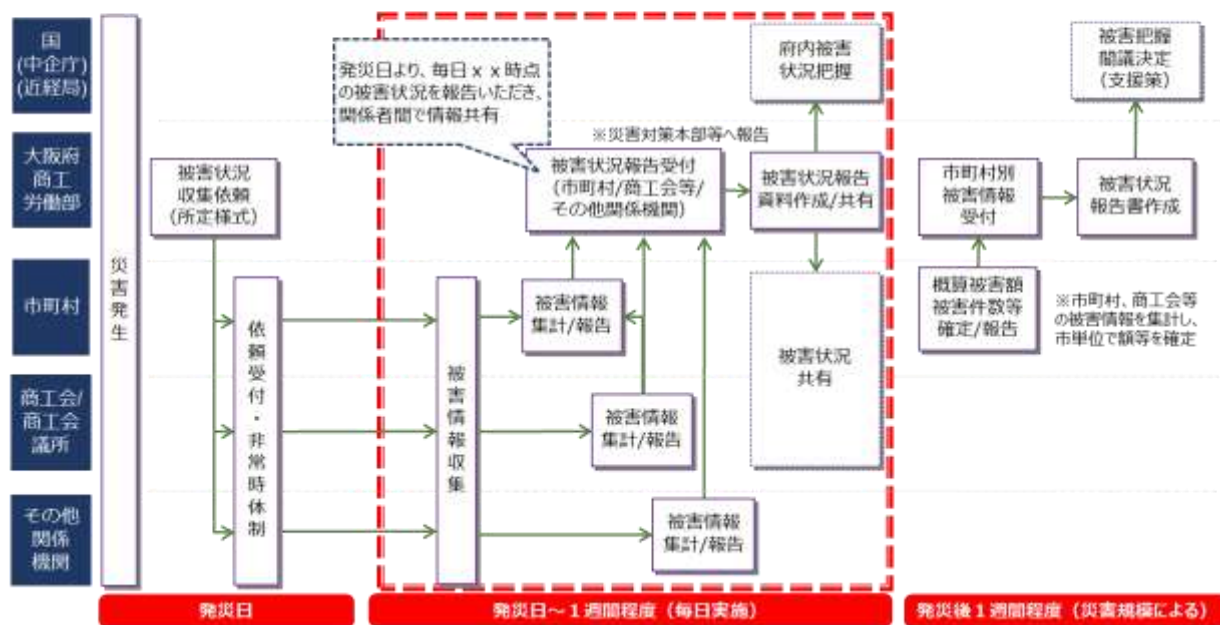
〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉

- ・自然災害等発生時に地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・阪南市商工会と阪南市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・阪南市商工会と阪南市が共有した情報を、大阪府の指定する方法にて阪南市商工会又は阪南市より大阪府へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や大阪府等からの情報や方針に基づき、共有した情報を大阪府の指定する方法にて阪南市商工会または阪南市より大阪府へ報告する。

被害状況報告フロー

■被害状況報告の流れ

- ✓ 発災後、24時間を目途に大阪府商工労働部に被害状況の概要を情報入手してきた範囲で報告
- ✓ 発災後1週間以内は1日1回程度、被害状況報告様式を用いて大阪府商工労働部に被害状況を随時報告
(1日1回を目安としていますが、被害状況に応じて変更します。)



〈4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・相談窓口の開設方法について、阪南市商工会と阪南市で相談・決定する。
(阪南市商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や大阪府、阪南市等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

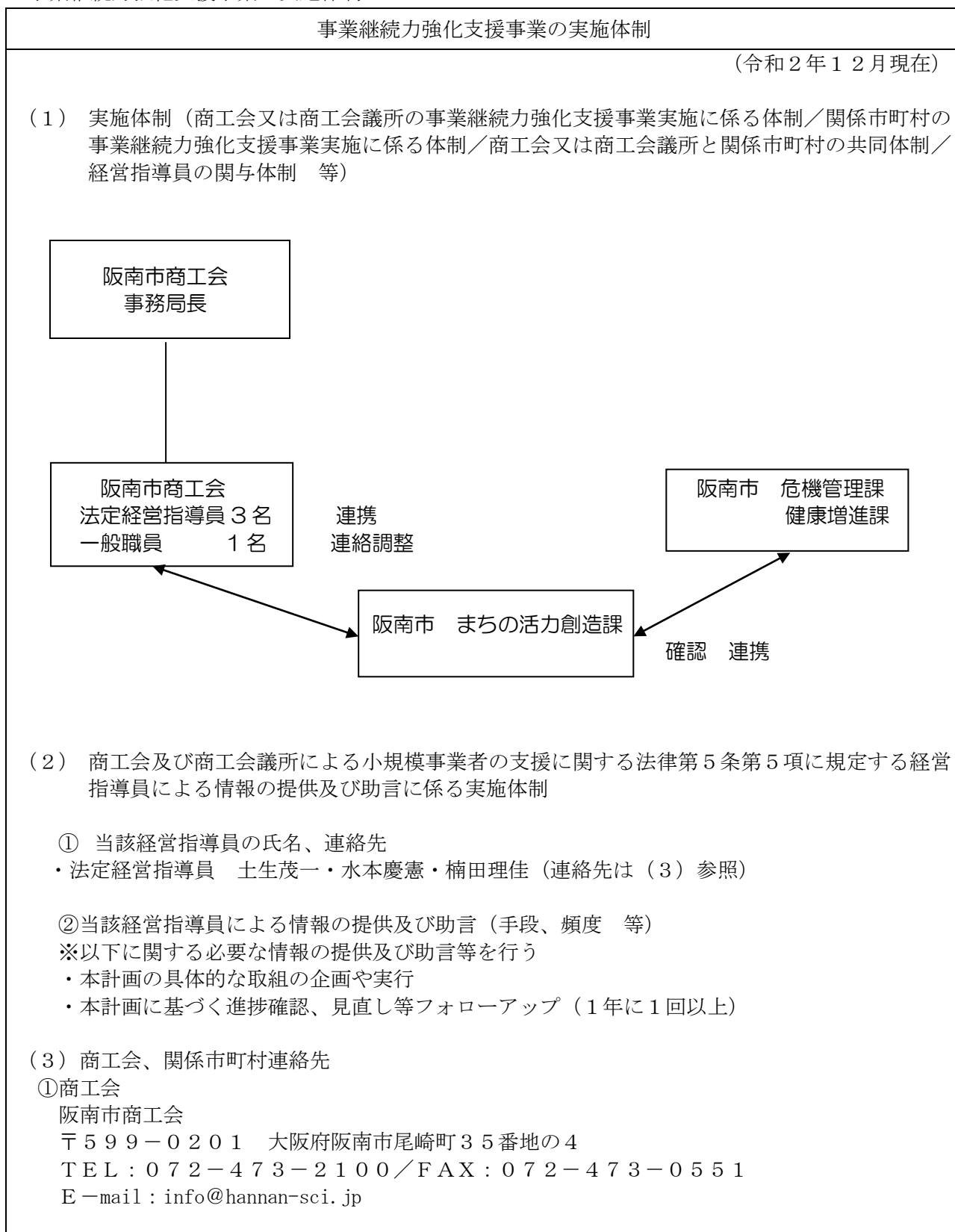
- ・国や大阪府の方針に従って、普及・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を大阪府に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大阪府へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



②関係市町村

阪南市 市民部 まちの活力創造課

〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町35番地の1

TEL: 072-471-5678 (代表) (内線2235) FAX 072-473-3504

E-mail: m-katsu@city.hannan.lg.jp

阪南市 市長公室 危機管理課

〒599-0292 大阪府阪南市尾崎町35番地の1

TEL: 072-471-5678 (代表) (内線2319) FAX 072-473-3504

E-mail: kiki-kanri@city.hannan.lg.jp

阪南市 健康部 健康増進課

〒599-0292 大阪府阪南市黒田263番地の1

TEL: 072-472-2800 (代表) FAX 072-471-9868

E-mail: kenkou-z@city.hannan.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

【阪南市商工会】

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	560	560	560	560	560
・専門家派遣費	200	200	200	200	200
・セミナー開催費	110	110	110	110	110
・チラシ作成費	250	250	250	250	250

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、阪南市運営補助金、大阪府補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

【阪南市】

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	0	0	0	0	0
・事業実施(セミナー開催等)に際して、商工会への補助金					

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
自主財源

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
1.	東京海上日動火災保険株式会社 岸和田支社 支社長 焼田 吉彦 〒596-0053 大阪府岸和田市沼町35-22 TEL: 072-439-3751 FAX: 072-439-3768
2.	損害保険ジャパン株式会社 大阪南支店 岸和田支社 支社長 石川 毅 〒596-0054 大阪府岸和田市宮本町27-1 泉州ビル9F TEL: 072-438-1881 FAX: 072-438-1885
3.	三井住友海上火災保険株式会社 大阪本店 センター長 菅野 道生 〒541-0041 大阪府中央区北浜4-3-1 三井住友海上大阪淀屋橋ビル TEL: 06-6233-1563 FAX: 06-6233-1287
4.	大阪府商工会連合会 会長 早川 巖 〒540-0029 大阪府大阪市中央区本町橋2番5号マイドーム大阪6階 TEL: 06-6947-4340 FAX: 06-6947-4343 E-mail: shokoren@osaka-sci.or.jp
連携して実施する事業の内容	
1.	セミナー・BCP ワークショップの開催 ・BCP 策定の必要性について ・大阪府、阪南市、を取巻く自然災害 ・簡易版 BCP 策定支援と解説 ・事業継続力強化計画に認定申請について ・ビジネス総合保険の解説
2.	大阪府商工会連合会の協力のもと、事業継続計画 (BCP) 策定の個別支援を行う。 ・【簡易版】事業継続計画 (BCP) 策定支援、大阪府簡易版 BCP 様式による策定支援 ・地震の発生に備え、従業員が被災時にまず実施しなければならない初動対応 (安全確認、安否確認、応急処置、救護、救助など) の確立に重点を置いた簡易版の BCP 策定を支援いたします。 ・事業継続計画 (BCP) 策定支援 事業を取巻く脅威とその脅威が発生した時の影響を事前に分析し、緊急事態に対処するための組織体制 (情報収集、安否確認、応急処置、救護、救助など) の確立に重点を置いた BCP 策定を支援いたします。 ・事業継続計画 (BCP) ブラッシュアップ支援 策定済の BCP をブラッシュアップ (内容の見直し、訓練の実施など) するための支援をする。 ・レジリエンス認証取得準備支援 内閣官房国土強靱化推進室が制定した「国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン」

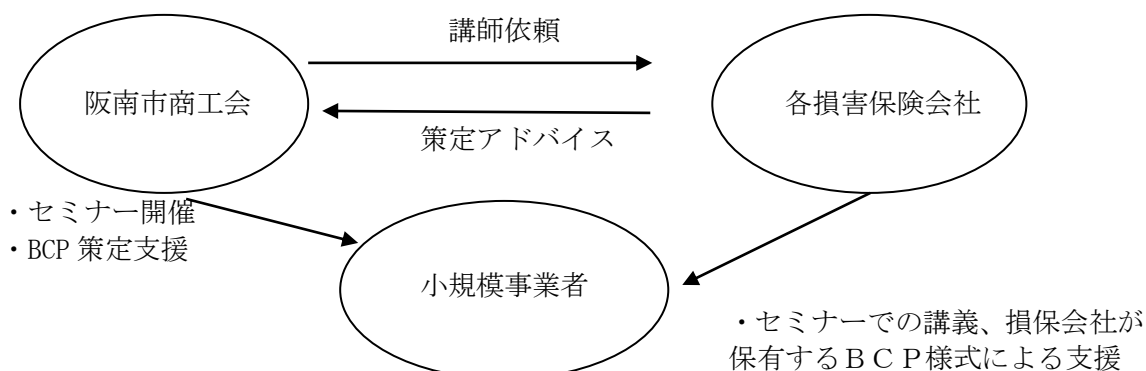
に基づくレジリエンス認証の審査基準の開設や面接審査におけるポイントなどをお伝えするとともに、認証取得に必要な申請手続きについて支援する。

連携して事業を実施する者の役割

1. 阪南市商工会が主催するセミナー・BCPワークショップへの講師派遣
東京海上日動火災保険株式会社岸和田支社、損害保険ジャパン株式会社大阪南支店岸和田支社、三井住友海上火災保険株式会社 大阪本店の各社は、数多くのセミナー開催の実績があり、連携することでBCPに関心のある小規模事業者へ策定の啓発、企業の財務面におけるリスク対策の強化を図ることが可能となる。
2. 阪南市商工会・阪南市を通じた「事業継続計画（BCP）策定」相談者に対する専門家派遣
大阪府商工会連合会は事業継続計画（BCP）策定支援制度で阪南市商工会と事業連携しており、BCP策定に関する専門的知識を有した専門家を無料で派遣することができる。BCP策定支援メニューでは4つのコースを用意しており、簡易なレベルから認証取得まで幅広い相談案件に対応することが可能となる。

連携体制図等

1.



2.

